

京都市告示第 90 号

平成 4 年 10 月 29 日京都市告示第 162 号（区役所及び事業所の開庁時間）を次のように改めます。

令和 2 年 4 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

区役所及び事業所の開庁時間は、業務の特殊性により別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

開庁時間

- (1) 区役所 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 事業所 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

附 則

この告示は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)